

## ■ 市長から市民のみなさんへ

山陽小野田市長  
白井 巧文



### ■ ごみを不法投棄すると、 厳罰に処されます

市民からの要望・苦情の多さは相変わらずです。メール・電話・手紙などで寄せられた要望・苦情は、いったん生活安全課に集められた後、担当課に割り振られ、課長・部長、事案によっては市長とも協議のうえ、回答書の原案が作られます。そして、再び生活安全課に戻され、複数の課にまたがるものは一本化して体裁を整え、市長名で返事を出す仕組みになっています。

先日、ごみの不法投棄に関する苦情の投書に、担当課の職員が現場付近を撮影した写真数枚が添付されていました。写真の1枚に「不法投棄禁止 不法投棄をすると5年以下の懲役若しくは1千万円以下の罰金になります 山陽小野田市」という大きい看板が出ているのを見て、永年裁判所にいた私でしたが、びっくりしました。街には「無断駐車お断り 罰金5万円いただきます」のような掲示板をよく見かけますが、これらは警告するためのもので、法的効力は何もありません。しかし、市役所の出す看板は公文書ですから、いい加減な内容は許されません。早速、根拠法令を出してもらったところ、何とごみの不法投棄に関する罰則が、以前と比較にならないほど厳しくなっているのに驚きました。

確かに現場のガードレール下には大小のごみ袋が散乱し山積みになっていました。これほどひどくなると、厳しい刑罰も必要になってきます。ちなみに、現行犯逮捕は、警察官でなくても、私人でも合法的にできます。たかがごみの問題ではないかなどと思わず、悔いの残る人生を過

ごすことのないよう、不法投棄者には冷静な反省を期待します。ごみの不法投棄と自治会への未加入との関連性を指摘する声もあります。その理由は、どこの自治会にもごみの集積所がありますが、その設置・管理は一般的に自治会で行っているからです。「お宅の家庭ごみは、どこに捨てていますか」の調査がそろそろ必要になってきましたが、もうしばらく様子を見ることにしましょう。

### ■ 職員の服装について

これも市民の投書です。「公務員としてあまりに不適切な服装をよく見かけます。“華美なものやジーパン禁止、上着は襟付きのものを着用、茶髪、香水、華美な化粧やネイル禁止”など、公務員としてふさわしい服装があると思います。身なりに関する服務規程を定められてはいかがでしょうか。」

ご本人への回答は、前出のルートですすでに出していますが、市役所職員として、およそ市民のひんしゅくを買うようなことがあってはならないと肝に銘じています。今のところ職員的身だしなみは、概ね許容範囲ではないでしょうか。

また、投書には、臨時職員についても触れられていました。本市では全てハローワークを通して採用（縁故採用は一切ありません）。成績次第で事実上、半年間を6回（3年間）まで更新し、そこで任期終了としています。補充が必要な場合も、ハローワークを通しますが、偶然、同じ人が採用される場合もあります。なお、ご指摘にもありました臨時職員への研修、指導監督には改めて力を入れるつもりです。